

平成26年3月26日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

「特別の療養環境の提供に係る基準に関する届出について」の一部改正について

標記について、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第57号）等が公布され平成26年4月1日より適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

記

別添 「特別の療養環境の提供に係る基準に関する届出について」（平成16年3月30日付保医発第0330013号）の一部改正について

「特別の療養環境の提供に係る基準に関する届出について」
(平成16年3月30日付保医発第0330013号)の一部改正について

別添の2の(3)を次のように改める。

- (3) 「留意事項通知」第3の1の(3)の⑤における「算定告示別表第一医科診療報酬点数表第1章第2部第1節又は別表第二歯科診療報酬点数表第1章第2部第1節に規定する7対1入院基本料及び10対1入院基本料、療養病棟入院基本料並びに有床診療所入院基本料1及び有床診療所入院基本料4（特別入院基本料を除く。）を算定する保険医療機関であること」の確認については、当該医療機関から届出されている「入院基本料等の施設基準に係る届出」により行うこと。

(参考)

特別の療養環境の提供に係る基準に関する届出について
(平成16年3月30日付保医発第0330013号・抜粋)

2. 承認における留意事項

- (3) 「留意事項通知」第3の1の(3)の⑤における「算定告示別表第一内科診療報酬点数表第1章第2部第1節又は別表第二歯科診療報酬点数表第1章第2部第1節に規定する7対1入院基本料及び10対1入院基本料、療養病棟入院基本料並びに有床診療所入院基本料1 [及び有床診療所入院基本料4](#) (特別入院基本料を除く。) を算定する保険医療機関であること」の確認については、当該医療機関から届出されている「入院基本料等の施設基準に係る届出」により行うこと。

保医発第0330013号

平成16年3月30日

(最終改正：平成26年3月26日保医発0326第2号)

地方厚生（支）局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

特別の療養環境の提供に係る基準に関する届出について

特別の療養環境の提供に係る基準に関する届出については、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成14年3月18日保医発第0318001号。以下「留意事項通知」という。）により実施してきたところであるが、平成16年度診療報酬改定において、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」（平成16年3月5日保医発第0305001号）により、当該届出の基準について見直しを行ったところである。

また、当該基準における「厚生労働大臣が承認した保険医療機関にあつては、当該承認に係る病床割合まで患者に妥当な範囲の負担を求めるとを認めることとするもの」に係る事務については、留意事項通知及び別添「特別の療養環境の提供に係る承認における留意事項」に留意の上、貴局において実施するとともに、その承認に際しては遺漏のないよう特段の御配慮をお願いしたい。

特別の療養環境の提供に係る承認における留意事項

1. 承認に要する添付書類

「留意事項通知」第3の1の(3)における「(1)にかかわらず、厚生労働大臣が次に掲げる要件を満たすものとして承認した保険医療機関にあっては、当該承認に係る病床割合まで患者に妥当な範囲の負担を求めることを認めることとするもの」における申請に要する書類は、次のとおりであること。

(1) 「留意事項通知」第3の1の(3)の①における「当該保険医療機関におけるこれまでの特別の病室の稼働の状況、特別の病室の申し込みの状況等を勘案し、当該保険医療機関の特別の病室を増加しても、患者が療養の給付を受けることに支障を来すおそれがないかどうか判断すること」を確認する書類として、次の状況を記載した文書を添付させること。

- ① 増床を希望する特別の病室の病床数
- ② 当該保険医療機関全体の病床数
- ③ 当該保険医療機関全体の入院患者数
- ④ 特別の病室以外の病床数
- ⑤ 特別の病室以外の入院患者数
- ⑥ 特別の病室の病床数
- ⑦ 特別の病室の入院患者数
- ⑧ 特別の病室の申し込み状況
- ⑨ 救急患者の数（診療時間内に緊急入院した患者数、診療時間外に来院した患者数及び診療時間外に来院した患者数のうち緊急入院した患者数）

なお、③、⑤及び⑦から⑨までについては、それぞれ届出時の直近1年間における1日当たりの平均数が記載されているものであること。

(2) 「留意事項通知」第3の1の(3)の②における「特別の療養環境に係る病室への入退室及び特別の料金等に関する相談体制が常時とられていること」を確認する書類として、相談員のタイムカード等相談員の勤務状態のわかる書類、個室入室の申込書、患者向けのパンフレット、患者への対応マニュアル等を添付させること。

(3) 「留意事項通知」第3の1の(3)の③における「必要に応じ、患者を適切かつ迅速に他の保険医療機関に紹介することができる等の他の保険医療機関との連携体制がとられていること」を確認する書類として、連携先の保険医療機関名、紹介体制等を記載した文書を添付させること。

(4) 「留意事項通知」第3の1の(3)の④における「当該保険医療機関における特別の療養環境の提供に係る病室のすべてについて、一の病床の病室数が2床以下であり、かつ、病室の面積

及び設備については(2)の②から④までの要件を充足すること」を確認する書類として、当該保険医療機関より病棟、病室の間取り図を添付させること。

なお、当該間取り図については、特別の病室に係る間取り図が明記されているものであること。

(5) 「留意事項通知」第3の1の(3)の⑥における「医療法施行規則第19条第1項第1号及び第2号に定める医師及び歯科医師の員数を満たしていること」を確認する書類として、当該保険医療機関より勤務医の名簿等を添付させること。

(6) 「留意事項通知」第3の1の(3)の⑦における「厚生労働大臣から当該承認を受ける前6月間において、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(平成18年厚生労働省告示第107号)第3の基準に違反したことがないこと、かつ現に違反していないこと」を確認する書類として、当該保険医療機関より申立書を添付させること。

2. 承認における留意事項

(1) 当該保険医療機関の所在地を含む医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第10号に規定する区域(以下「当該区域」という。)における療養病床(同法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。)及び一般病床(同法第7条第2項第4号に規定する一般病床をいう。)の数が、当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか確認すること。

(2) 1の(1)における文書により、当該保険医療機関の特別の病室を増加した後における特別の病室以外の病床数が1の(1)の⑤における入院患者数を下回る場合にあっては、承認できないものであること。

ただし、当該区域における他の保険医療機関の特別の病室以外の病床数、入院患者数を添付させ、別紙1による算出の結果、他の保険医療機関において受け入れが可能である場合にあっては、承認しても差し支えないこと。

なお、当該区域における他の保険医療機関とは、1の(3)における連携体制がとられている保険医療機関であること。

(3) 「留意事項通知」第3の1の(3)の⑤における「算定告示別表第一医科診療報酬点数表第1章第2部第1節又は別表第二歯科診療報酬点数表第1章第2部第1節に規定する7対1入院基本料及び10対1入院基本料、療養病棟入院基本料並びに有床診療所入院基本料1及び有床診療所入院基本料4(特別入院基本料を除く。)を算定する保険医療機関であること」の確認については、当該医療機関から届出されている「入院基本料等の施設基準に係る届出」により行うこと。

3. その他

- (1) 特別の病室の増加が承認された医療機関に対しては、特別の病室への入退室及び特別の料金等に関する相談及び患者等への十分な説明を行う等、適切に対応するよう指導すること。
- (2) 特別の病室の増加が承認された医療機関に対し、別紙様式を参考に承認通知書を作成し、送付すること。

別紙 1

特別の病室における入院患者等の算出方法

1. 当該保険医療機関における入院患者の算出

①に掲げる数 - ②に掲げる数

- ① 当該保険医療機関の特別の病室以外の1日当たりの平均入院患者数
- ② 特別の病室が増加した後における当該保険医療機関の特別の病室以外の病床数

2. 当該地域の他の保険医療機関における病床の算出

①に掲げる数 - ②に掲げる数

- ① 当該地域の他の保険医療機関の特別の病室以外の病床数
- ② 当該地域の他の保険医療機関の1日当たりの平均入院患者数

3. 受け入れ可能の入院患者の積算

1により算出された数 < 2により算出された数

(別紙様式)

〇〇発第 号

保険医療機関の
所在地及び名称

開 設 者 名

平成〇〇年〇月〇〇日付けの申請については、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第三の二の(二)の規定に基づき、下記のとおり承認する。

平成〇〇年〇月〇〇日

地方厚生（支）局長

記

特別の療養環境の提供に係る病床
許可病床数（〇〇床）の〇割〇分（〇〇床）